平成３０年（フ）第９２号
大阪府泉佐野市長滝1207番地の１―206、前住所大阪府貝塚市新井98番地10
債務者　平野　澄夫
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
大阪府和泉市松尾寺町2164番地の130
債務者　中野　俊一
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
大阪府貝塚市澤1061番地４メゾンド二色浜105号、前住所大阪府貝塚市畠中２丁目６番22号
債務者　古川　紀行
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
大阪府泉南市信達市場1144番地グランソレイユＣ―203号、前住所大阪市西区南堀江３丁目９番６―705号
債務者　松本　彩華（旧姓中上）
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
大阪府和泉市松尾寺町113医療法人和気会新生会病院、住民票上の住所大阪府和泉市阪本町568番地の60
債務者　串間　　薫
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
札幌市東区北50条東７丁目５番18号　リバーデンス50―107号
債務者　村山　鉄也
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２７号
札幌市北区北27条西16丁目５番25号
債務者　結城　優子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３３号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目７番30―307号
債務者　川崎　　匠（旧姓恩田・大河原）
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４５号
札幌市中央区南16条西19丁目１番41―303号
債務者　髙木　泰宏
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
北海道滝川市栄町４丁目６番22号　キラクＭＳ　７号室
債務者　笹沼　友太
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
福島県会津若松市材木町２丁目６番54号、前住所福島県郡山市三穂田町鍋山字仲田屋敷14番地
債務者　金澤　優子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
群馬県高崎市剣崎町1153番地４　ファーストヴィレッジ・モウリ103号
債務者　岡田匡生こと　朴　　正男
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第６６号
群馬県藤岡市藤岡730番地14
債務者　川原あい子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１４７号
堺市北区百舌鳥本町１丁67番地３　コーポボヌールⅠ103号
債務者　大畑　美香
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
山口県宇部市明神町１丁目４番９―１号
債務者　赤瀬　一也
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８７号
埼玉県行田市持田１丁目15―18　サンハイツ持田103、住民票上の住所埼玉県行田市佐間２丁目13番17号
債務者　相原　弘幸
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部